

## 会費減免制度規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下、「この法人」という）が設ける会費減免制度（以下、「本制度」という）に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 制度は、会員がやむを得ない事情により会費の納入が困難となった場合に、翌年度の会費負担を軽減することを目的とする。

### (会費減免の位置付け)

第3条 本制度は、会員資格を維持したまま会費の負担を軽減する制度であり、休会制度とは異なるものとする。

2 本制度により会費減免が適用される会員は、減免期間中も定款に定める会員としての権利及び義務を有するものとする。

### (対象)

第4条 会費減免の対象は、次の各号のいずれかに該当し、会費納入が困難であると認められる会員とする。

- (1) 産前産後休業、育児休業、育児短時間勤務、介護休業又は介護による短時間勤務により就労が制限されていること
- (2) 休職、無給の病気休暇又は傷病手当金受給中など、病気又は負傷により長期療養を要し就労が制限されていること
- (3) 収入が一定基準以下であること
- (4) その他、理事会が特に必要と認めた事情があること

### (減免内容)

第5条 会費減免の内容は、翌年度の会費を半額とする。

### (期間)

第6条 会費減免の申請は、当該年度の1月31日までにを行うものとする。

- 2 会費減免の適用期間は、申請の翌年度（4月1日から翌年3月31日まで）とする。
- 3 会費減免は1年度ごとに適用されるものであり、翌年度以降も減免を希望する場合は、年度ごとに申請を行わなければならない。

### (条件)

第7条 正会員は、次の各号の条件を全て満たし、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって、正会員としての権利を維持したまま会費減免を受けることができる。

- 2 理事会が定める会費減免申請書に必要事項を記入し、会費減免を受けようとする当該年度の前年度の1月31日までに、会長に届け出ること。
- 3 会費減免は、申請理由の根拠となる第三者による証明書（様式は問わない）またはその写し（以下、「証明書」という）を、前号の会費減免申請書に添付すること。ただし、前号の申請書の提出時に証明書が間に合わない場合は、遅くとも会費減免適用期間内の1月31日までに提出すること。
- 4 会費減免を受けようとする当該年度の前年度までの会費が全て納入されていること。
- 5 その他、理事会において承認されること。

（退会）

第8条 会費減免適用期間中の正会員で、当該期間の終了をもって退会を希望する者は、当該適応期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

（会費減免制度の不受理）

第9条 会費減免の適用を受けようとする者が、当該適用期間内の1月31日までに第7条第3号、第4号及び第5号の要件を満たしていない場合は、当該届出は不受理とする。

（会費滞納時の減免申請の扱い）

第10条 会費の滞納がある会員が会費減免を申請した場合は、当該年度の会費を納入したときに限り申請書を受理する。滞納が解消されないときは、次年度から定款第10条に準じて取り扱う。

（規程の変更）

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和8年4月11日より施行する。
- 2 第4条第3号に定める「収入の一定基準」は、当該年度の収入が130万円以下であることを目安とする。